

# 新型コロナウイルス感染症に係る市川市指定介護サービス事業所の人員基準等の臨時的取扱いについて

令和2年2月28日現在

## ◇居宅介護支援

No	項目	取扱い
1	アセスメント	利用者の居宅を訪問してのアセスメントを実施しない場合でも、運営基準上のアセスメントを実施した取扱いとします。利用者の居宅を訪問しない方法（認定調査票の活用、電話等でのヒアリング等）でアセスメントを実施した場合においても、アセスメントの結果の記録は5年間保存して下さい。なお、本取扱いはアセスメントの実施自体を緩和するものではありません。また、事態の終息後には、モニタリング等の機会を活用し課題の再把握に努めていただくようお願いします。
2	サービス担当者会議	サービス担当者会議の開催については、市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第16号の「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAX、メール等での照会により意見を求めることができるものとして、この場合も、照会内容については記録をし、5年間保存して下さい。
3	モニタリング	モニタリングの実施については、電話やFAX等による方法を活用し、利用者の状況の把握をした場合においても、運営基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。この場合も、当該モニタリングの記録は5年間保存して下さい。なお、必要と認める場合においては、感染防止策を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いします。
4	退院退所加算	退院退所加算（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）ロ、（Ⅲ）の算定要件である、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労告95）第85の2に規定の「カンファレンス」について、電話やFAX、メール等を活用し必要な職種から情報収集した場合には、当該加算の算定要件を満たす取扱いとします。
5	特定事業所加算	特定事業所加算の算定要件である、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会等の実施について、延期または中止した場合においても、算定要件を満たす取扱いとします。
6	居宅サービス計画の説明と同意	居宅サービス計画については、利用者へ当該計画を送付し、利用者等から署名等を頂き返送してもらうことで、説明をし同意を得たものとして取扱います。

## ◇地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護を除く）

No	項目	取扱い
8	介護・医療連携推進会議及び運営推進会議	令和2年2月26日から当面の間、介護・医療連携推進会議及び運営推進会議を延期または中止した場合においても、運営基準違反とはならない取扱いとします。 詳細は別ページ（ホーム>暮らしの情報>暮らしのできごと>高齢者>介護保険>新型コロナウイルス感染症に伴う運営推進会議等の取り扱いについて）を参照して下さい。
7	個別機能訓練加算 （地域密着型通所介護）	個別機能訓練加算については、利用者の居宅を訪問せずに個別機能訓練計画を作成した場合においても当該加算の算定要件を満たす取扱いとします。なお、利用者の居宅での生活状況については地域密着型通所介護の利用時に確認する等の方法で把握するようにして下さい。また、個別機能訓練計画の作成後、利用者の居宅を3月ごとに1回以上訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認することについても、地域密着型通所介護の利用時に確認する等の方法で生活状況を把握した場合には算定要件を満たす取扱いとします。
9	外部評価 （認知症対応型共同生活介護）	認知症対応型共同生活介護事業所が上記8の取り扱いにより運営推進会議を開催しない場合、外部評価の実施回数の緩和の要件の一つである「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること」に関する取扱いは次のとおりです。 令和2年2月26日までに運営推進会議を5回開催したうえで、第6回の議事について出席予定者に対し文書で報告・意見照会を行い、その結果を市に文書で報告した場合は、緩和要件を満たしていることとします。